個別審議用 調査票(概要)

法人名

(公財) 大阪府都市整備推進センター 役職名(勤務形態)

理事長(常勤)

前回審議会意見(R1.12)【理事長(常勤):必要性が認められたポスト】

令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設 の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを 進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認め られる。

なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等 の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の人数・配置形態・ 役割分担については今後検討していく必要がある。

【評価項目1:取り組むべき課題のポイント】

- 法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都 市的課題の解決に貢献する。
- 中期経営計画(令和3年7月策定)の着実な実施
 - ・公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生 型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)、市町村道路施設点検等支援業 務、大阪北摂霊園事業 等
 - その他事業……近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業 等
 - 収益事業等……所有資産の有効活用、正味財産の維持 等

【評価項目2:法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

- 法人全体のマネジメント(組織、人事、予算、決算、事業執行等に関する決定)
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
 - ※これら事項等について、重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。

個別審議用 調査票(概要)

法人名

(公財) 大阪府都市整備推進センター (役職名(勤務形態) 常務理事(常勤)

前回審議会意見(R1.12)【常務理事(常勤):条件付きで認められたポスト】

令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設 の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを 進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認め られる。

なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等 の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の人数・配置形態・ 役割分担については今後検討していく必要がある。

【評価項目1:取り組むべき課題のポイント】

- 法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都 市的課題の解決に貢献する。
- 中期経営計画(令和3年7月策定)の着実な実施
 - 公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生 型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)、市町村道路施設点検等支援業 務、大阪北摂需園事業 等
 - その他事業……近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業等
 - 収益事業等……所有資産の有効活用、正味財産の維持 等

【評価項目2:法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

- 法人全体のマネジメント(組織、人事、予算、決算、事業執行等に関する決定)
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
 - ※これら事項等について、重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。

個別審議用 調査票(概要)

法人名

(公財) 大阪府都市整備推進センター 役職名(勤務形態)

常務理事(タウン事業本部 担当)(常勤)

前回審議会意見(R1.12) 【常務理事(常勤): 条件付きで認められたポスト】

令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設 の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを 進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認め られる。

なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等 の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の人数・配置形態・ 役割分担については今後検討していく必要がある。

【評価項目1:取り組むべき課題のポイント】

- 法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都 市的課題の解決に貢献する。
- 中期経営計画(令和3年7月策定)の着実な実施
 - ・公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生 型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)、市町村道路施設点検等支援業 務、大阪北摂需園事業 等
 - その他事業……近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業 等
 - 収益事業等……所有資産の有効活用、正味財産の維持 等

【評価項目2:法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

- ○法人全体のマネジメント(組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定)
- 〇中期経営計画の策定・変更に関する決定
- ○各年度の経営目標の設定
- 〇千里地区所管資産の処理等に向けた関係者協議・調整
 - 近隣センター(豊中市域3箇所、吹田市域5箇所)の引継ぎ
 - 千里北地区センターの再開発に伴う諸課題に係る検討、関係者との協議・調整 大規模地権者としての権利変更方針・意見反映方策 整理も含めた千里北センター㈱の今後のあり方 など 再開発後の所有資産による収益確保策
- ○泉北地区の近隣センター(堺市域2箇所)の引継ぎ
- ○北摂霊園事業の安定的な経営に向けた関係者との協議・調整等 ※これら事項等について、重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。